

## 地方公共団体における入札契約制度の的確な運用について

～ 価格と品質に優れた公共調達を目指して～

建設産業は、建設投資の大幅な減少等により、厳しい競争環境に直面し、かつて経験したことのない大転換期を迎えている。一方、建設生産システムについても、価格と品質に優れた建設生産物を提供するという目的達成の観点から、システム全体の再構築を行うことが求められている。

都道府県をはじめとする地方公共団体においては、一般競争入札の拡大など入札契約制度改革の取組が進められているが、入札契約制度については、談合排除の徹底のみならず、国民や住民に対し、価格に対して最も価値の高いサービスを提供するという本来の目的達成の観点から幅広い検討が求められている。

また、各発注者の発注体制・能力は、各々異なることから、各発注者は、自らの能力・体制を勘案し、工事の規模・態様に応じ、適切な資格審査や入札契約方式の採用を行うことを通じて、最適な受注者を選定していくことが必要である。

こうした考え方のもと、中央建設業審議会ワーキンググループにおいては、地方公共団体が一般競争入札の拡大と併せて取組むべき条件整備について、検討し、

発注者として期待される体制を備えていない場合や工事の態様によっては一般的な発注方法では対応できない場合には、設計施工一括発注方式の活用や発注者の体制・能力を補完するためのCM（コンストラクション・マネジメント）方式の活用等多様な調達手段を活用することが必要であること

適切な競争環境の整備を図るため、工事の規模・態様等に応じ、同様の特性を持った企業間での競争が促進されるよう適切に発注標準・入札参加条件を見直すことが必要であること

市区町村向け簡易型総合評価実施マニュアルを活用し、総合評価方式の拡充が必要であること

極端な低入札への対応が必要であること

について、平成19年3月15日にとりまとめを行ったところである。

また、今般、経営事項審査について、経済社会情勢の変化に対応した評価項目及び基準の見直し、虚偽申請防止の徹底、経営事項審査の活用等についてとりまとめを行ったところである。

発注者は、建設生産システムにおいて、建設生産物の企画・性能の決定や受注者の選定主体として、また、入札制度改革の実施主体として極めて重要な役割を担うものである。また、地方公共団体は、これら発注者としてのみならず、地域産業の振興、雇用の確保など地域経済・社会の振興においても重要な役割を果たしている。

入札契約制度改革は、公共調達のみならず、広く地域経済に影響を及ぼすこと等から、各地域において、地方公共団体は、受注者、学識経験者等の関係者を含め、幅広い観点から、入札制度改革について検討を行い、的確な運用をしていただきたい。その際、建設業法第39条の2に規定する都道府県建設業審議会等の活用を図ることなどにより、より良い制度改善に向けての検討が望まれる。

# 都道府県建設業審議会等の運営状況について

資料5 - 2

都道府県	設置の根拠	開催の頻度	審議内容	メンバー構成
秋田	建設業法39条の2に基づき設置 (秋田県建設業審議会)	平均年1回 (最近の開催は平成19年1月)	入札契約制度改革について 建設業の現状と県工事の発注状況について	全15名 (学識経験者7名、発注者3名、建設業関係者4名、関係行政庁1名)
愛媛	建設業法39条の2に基づき設置 (愛媛県建設業審議会)	年1～2回 (最近の開催は平成19年2月)	入札契約制度の改善について (一般競争拡大、総合評価方式の拡充)	全14名 (学識経験者4名、発注者4名、建設業関係者4名、関係行政庁2名)
佐賀	建設業法39条の2に基づき設置 (佐賀県建設業審議会)	平均年2回 (最近の開催は平成19年4月)	入札契約制度改革 談合防止対策 建設業再生 等について	全16名 (学識経験者7名、発注者4名、建設業関係者4名、関係行政庁1名)
鹿児島	建設業法39条の2に基づき設置 (鹿児島県建設業審議会)	平均年1回 (最近の開催は平成19年3月)	建設産業の現状 当初予算の概要 今後の社会基盤整備のあり方について	全16名 (学識経験者6名、発注者5名、建設業関係者5名)
宮城	任意設置 (みやぎ建設産業振興懇談会)	年4回程度 (最近の開催は平成19年5月)	建設産業の現状 建設産業振興策 等について	全12名 (大学教授、建設業団体、金融関係、学識経験者、マスコミ、NPO団体)